

自転車

【詳細】区政課
☎211-2252

自転車は凶器にもなる 乗り物だと知ってほしい



北区交通安全運動推進委員会
尾田 利佳子さん

幼稚園や小学校、老人クラブなどに出向いて行う「交通安全教室」の講師を務める。

年間200回以上の交通安全教室を行い、特に自転車の乗り方に力を入れて教えています。自転車に乗った子どもが高齢者と衝突した事故の事例を紹介すると、どんなに小さな子どもでも黙って、真剣に話を聞いてくれます。

自転車は身近で便利ですが、一瞬の気の緩みから転倒してけがをすることもありますし、歩行者に衝突して死傷させる凶器にもなる乗り物です。自転車に乗る機会が増えるこの時期、自分の運転の仕方を振り返ってみていただけたらと思います。



平成21年1月～12月
自転車事故死傷者数 1,901人

市内における歩行者との事故や自転車同士の事故はここ3年間増え続けています。

事故を防ぐために
運転ルールを再確認

自転車はどこを走るのが正しいの？

原則

車道の左側端を走行



自転車は「軽車両」に当たるため、原則として車道を走行しなければなりません。ただし、押して歩く場合は「歩行者」となります。

例外

歩道を走行しても良い場合

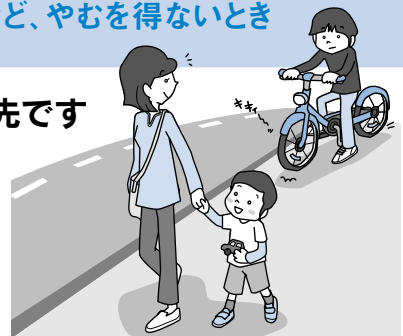
- 「歩道通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転するとき
- 車道の交通量が著しく多く、接触の危険があるなど、やむを得ないとき



「歩道通行可」の標識

歩道は歩行者が優先です

歩道を走るときは安全な速度で、車道寄りを走るように心掛けることが、事故を防ぐ一番のポイントです。



参加してみよう

詳細はお問い合わせください

交通安全教室

参加者の年齢に合わせた説明や映像で、交通ルールと事故を防ぐための心構えが学べます。



出前講座

～みんなで考える交通安全

市の職員が地域に出向き、交通事故の実態や自転車の安全な乗り方についてお話しします。

